

# 【荒尾市移住促進補助金】

荒尾市に定住目的で転入し、住宅を取得された方を支援します



荒尾市では、将来においても持続的な地域づくりを推進するため、市外に居住されている方が新たに住宅取得を伴い、転入される場合に補助金を交付します。

## 1 補助対象者

令和2年4月1日以後に住宅を取得し、3年以上居住する意思をもって荒尾市に転入し、次のすべてを満たす世帯。

- ① 住宅取得の費用が15万円以上であること。
- ② 市の住民基本台帳に記載された日から起算して過去1年間以上、市外の市区町村に住所を有していたこと。
- ③ 補助金の交付申請時において、全員が本市に定住していること。
- ④ 補助対象者及び同居家族世帯全員に市税の滞納がないこと。ただし、前住所地も含むものとする。
- ⑤ 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団等ではないこと。
- ⑥ 当該補助金の交付を受けていないこと。

## 2 補助金の額

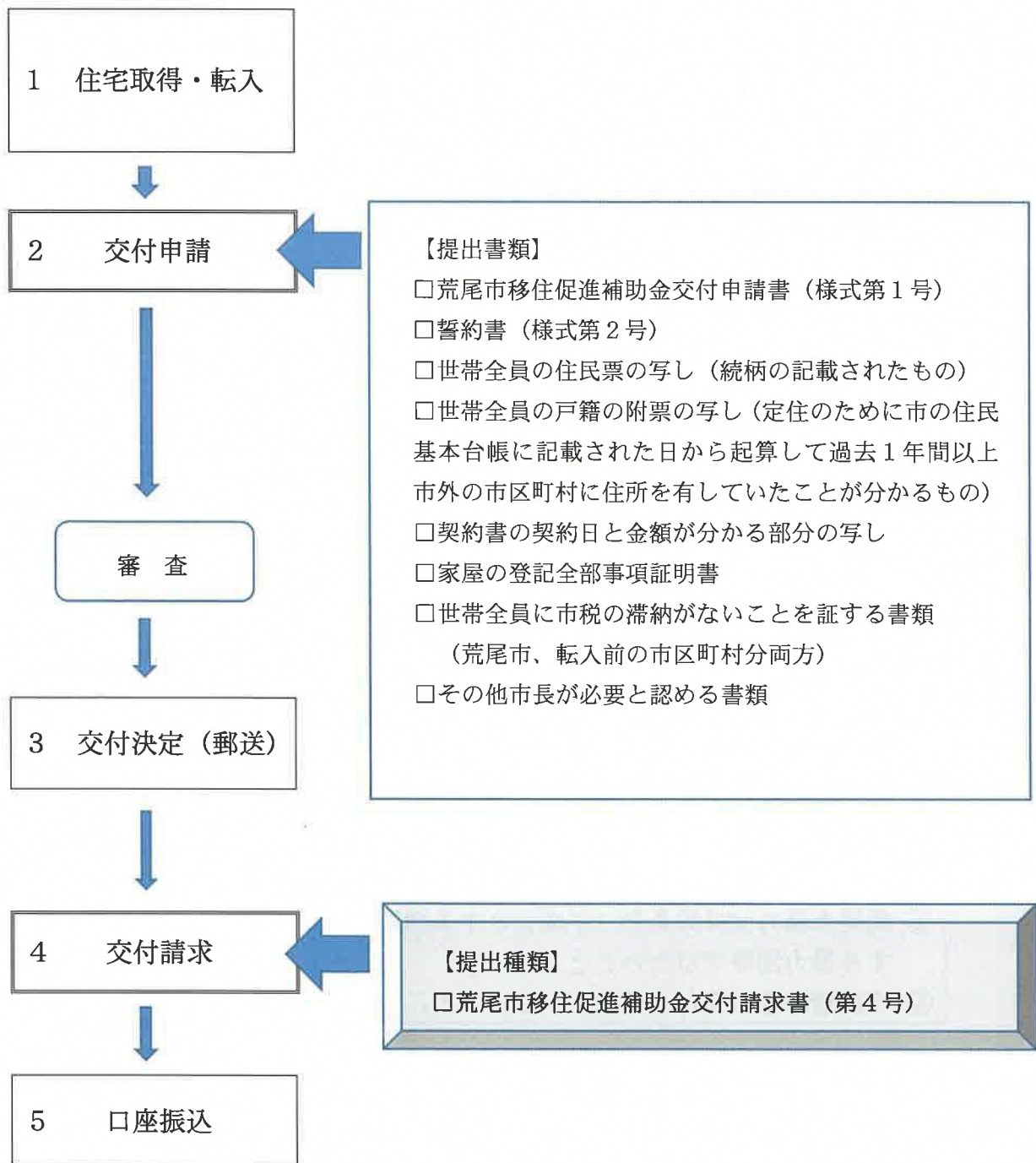
15万円（一律）

（注）交付決定が取り消された場合には、返還を求める場合があります。

## 3 申請期限

令和2年6月1日～予算額に達した時点で受付を終了

#### 4 申請フロー・提出書類



※様式は市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

##### 【問い合わせ先】

864-8686 荒尾市宮内出目390  
荒尾市 ぐらしいいき課 ふるさと創生係  
TEL: 0968-57-7059  
FAX: 0968-63-1956  
Eメール: kurashi@city.arao.lg.jp